

○個人情報保護委員会告示第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

個人情報保護委員会委員長 藤原 静雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>[第1～第3 略]</p> <p>第4 各論</p> <p>[第4-1・第4-2 略]</p> <p>第4-3 特定個人情報の提供制限等</p> <p>[第4-3-(1)・第4-3-(2) 略]</p> <p>第4-3-(3) 情報提供ネットワークシステムによる<u>利用特定個人情報の提供</u></p> <p>[第4-3-(4)・第4-3-(5) 略]</p> <p>[第4-4～第4-6 略]</p> <p>[（別添1）・（別添2） 略]</p> <p>第1 はじめに</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」とい</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>[第1～第3 同左]</p> <p>第4 各論</p> <p>[第4-1・第4-2 同左]</p> <p>第4-3 特定個人情報の提供制限等</p> <p>[第4-3-(1)・第4-3-(2) 同左]</p> <p>第4-3-(3) 情報提供ネットワークシステムによる<u>特定個人情報の提供</u></p> <p>[第4-3-(4)・第4-3-(5) 同左]</p> <p>[第4-4～第4-6 同左]</p> <p>[（別添1）・（別添2） 同左]</p> <p>第1 はじめに</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」とい</p>

各出巡	各出巡
<p>う。)に基づく番号制度は、社会保障、税、災害対策その他の行政分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための<u>社会基盤</u>である。</p> <p>一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。</p> <p>個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する一般法として、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）があり、これに加えて、地方公共団体では個人情報の保護に関する条例等（以下「個人情報保護法施行条例」という。）も定められている。</p> <p>番号法においては、個人情報保護法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めるとともに、国が設置・管理する情報提供ネットワークシステムの使用を始めシステム上の安全管理措置を講ずることとしている。</p> <p>本ガイドラインは、個人番号を取り扱う行政機関等（個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等をいう^(注1)。以下同じ。）が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。</p> <p>なお、個人情報保護法第58条第1項各号に掲げる法人^(注2)は、原則、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業</p>	<p>う。)に基づく番号制度は、社会保障、税、災害対策その他の行政分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための<u>社会基盤として導入されるものである</u>。</p> <p>一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。</p> <p>個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する一般法として、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）があり、これに加えて、地方公共団体では個人情報の保護に関する条例等（以下「個人情報保護法施行条例」という。）も定められている。</p> <p>番号法においては、個人情報保護法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めるとともに、国が設置・管理する情報提供ネットワークシステムの使用を始めシステム上の安全管理措置を講ずることとしている。</p> <p>本ガイドラインは、個人番号を取り扱う行政機関等（個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等をいう^(注1)。以下同じ。）が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。</p> <p>なお、個人情報保護法第58条第1項各号に掲げる法人^(注2)は、原則、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業</p>

各出巡	各出巡
<p>者編)が適用されるものの、番号法及び個人情報保護法第125条によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、本ガイドラインを参照する必要がある。</p> <p>また、個人情報保護法第58条第2項各号に掲げる者は、原則、本ガイドラインが適用されるものの、当該各号に定める業務^(注3)における番号法及び個人情報保護法第58条第2項によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)を参照する必要がある。</p> <p>番号法において、国及び地方公共団体は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとされており(番号法第4条、第5条)、主体的に特定個人情報の保護のための取組を行う必要がある。</p> <p>本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、行政機関等の規模及び事務の特性に応じ対応することが望まれるものである。</p> <p>以下、本ガイドラインの構成は、次のとおりとなっている。</p> <p>「第2 用語の定義等」においては、本ガイドラインで使用する用語の定義等を記載している。</p> <p>「第3 総論」においては、本ガイドラインの位置付け、特定</p>	<p>者編)が適用されるものの、番号法及び個人情報保護法第125条によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、本ガイドラインを参照する必要がある。</p> <p>また、個人情報保護法第58条第2項各号に掲げる者は、原則、本ガイドラインが適用されるものの、当該各号に定める業務^(注3)における番号法及び個人情報保護法第58条第2項によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)を参照する必要がある。</p> <p>番号法において、国及び地方公共団体は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとされており(番号法第4条、第5条)、主体的に特定個人情報の保護のための取組を行う必要がある。</p> <p>本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、行政機関等の規模及び事務の特性に応じ対応することが望まれるものである。</p> <p>以下、本ガイドラインの構成は、次のとおりとなっている。</p> <p>「第2 用語の定義等」においては、本ガイドラインで使用する用語の定義等を記載している。</p> <p>「第3 総論」においては、本ガイドラインの位置付け、特定</p>

個人情報に関する番号法上の保護措置の概略等について解説している。

「第4 各論」においては、番号法上の保護措置及び安全管理措置について解説している。また、実務上の指針及び具体例を記述しているほか、留意すべきルールとなる部分についてはアンダーラインを付している。

*印は、行政機関等の実際の事務に即した具体的な事例を記述したものである。なお、事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではない。

[(注1) ~ (注3) 略]

第2 用語の定義等

[略]

項番	用語	定義等
①～⑧	[略]	
⑨	個人番号利用事務等	個人番号利用事務又は個人番号関係事務をいう。 【番号法第10条第1項】
⑩	準法定事務	番号法別表の各項の下欄に掲げる事務に準ずる事務 ^(注) として主務省令で定めるものをいう。 【番号法第9条第1項】 (注) 個別の法律の規定に基づく事務を除き、

個人情報に関する番号法上の保護措置の概略等について解説している。

「第4 各論」においては、番号法上の保護措置及び安全管理措置について解説している。また、実務上の指針及び具体例を記述しているほか、留意すべきルールとなる部分についてはアンダーラインを付している。

*印は、行政機関等の実際の事務に即した具体的な事例を記述したものである。なお、事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではない。

[(注1) ~ (注3) 同左]

第2 用語の定義等

[同左]

項番	用語	定義等
①～⑧	[同左]	
⑨	個人番号利用事務等	個人番号利用事務又は個人番号関係事務をいう。 【番号法第10条第1項】

各出窓			各出窓		
		当該事務の性質が同表の当該各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他政令で定める基準に適合する事務に限る。			
⑪	特定個人番号利用事務	番号法別表の各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。 【番号法第19条第8号】			
⑫	利用特定個人情報	特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものをいう。 【番号法第19条第8号】			
⑬・⑭	[略]		⑩・⑪	[同左]	
⑮	個人番号利用事務等実施者	個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者をいう。 【番号法第12条】	⑫	個人番号利用事務等実施者	個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者をいう。 【番号法第12条】
⑯	準法定事務処理者	準法定事務を処理する者として主務省令で定めるものをいう。 【番号法第9条第1項】			
⑰	別表行政機関等	番号法別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（準法定事務処理者を含む。）をいう。 【番号法第19条第8号】			

各出巡			各出巡		
⑱	[略]	別表行政機関等のうち、特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるもの（法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）をいう。 【番号法第19条第8号】	⑬	[同左]	番号法別表第2の第1欄に掲げる者（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）をいう。 【番号法第19条第8号】
⑲	[略]	利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣（法令の規定により当該利用特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）をいう。 【番号法第19条第8号】	⑭	[同左]	番号法別表第2の第3欄に掲げる者（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）をいう。 【番号法第19条第8号】
⑳	[略]	内閣総理大臣、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第8号又は第9号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して利用特定個人情報の提供の求め又は提供があつた場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計	⑮	[同左]	内閣総理大臣、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第8号又は第9号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求め又は提供があつた場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機

各出巡			各出巡		
		<p>算機（内閣総理大臣においては情報提供ネットワークシステム）に、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、利用特定個人情報の項目等を記録することとされており、当該記録をいう（→第4-3-(3)②）。</p> <p>【番号法第23条、第26条】</p>			<p>（内閣総理大臣においては情報提供ネットワークシステム）に、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を記録することとされており、当該記録をいう（→第4-3-(3)②）。</p> <p>【番号法第23条、第26条】</p>
⑳	[略]	<p>番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち特定個人番号利用事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして、次に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>一 番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務（以下㉑及び㉓において単に「事務」という。）の趣旨又は目的が、特定個人番号利用事務のうちいずれかの事務（以下「法定事務」という。）の根拠となる法令等の趣旨又は目的とおおむね同一であること。</p> <p>二 その事務の内容が、前号の法定事務</p>	㉑	[同左]	<p>番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第2の第2欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして、次に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>一 番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務（以下㉑及び㉓において単に「事務」という。）の趣旨又は目的が、同法別表第2の第2欄に掲げる事務のうちいずれかの事務（以下「法定事務」という。）の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること。</p> <p>二 その事務の内容が、前号の法定事務</p>

各出巡			各出巡		
		<p>の内容と類似していること。</p> <p>【番号法第19条第9号、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第5号。以下「番号法第十九条第九号規則」という。）第2条第1項】</p>			<p>の内容と類似していること。</p> <p>【番号法第19条第9号、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第5号。以下「番号法第十九条第九号規則」という。）第2条第1項】</p>
⑳	[略]	<p>条例事務を処理する地方公共団体の長その他の執行機関（法令の規定により条例事務の全部又は一部を行うこととされている者を含む。）をいう。</p> <p>【番号法第19条第9号、番号法第十九条第九号規則第2条第2項】</p>	㉑	[同左]	<p>条例事務を処理する地方公共団体の長その他の執行機関（法令の規定により条例事務の全部又は一部を行うこととされているものを含む。）をいう。</p> <p>【番号法第19条第9号、番号法第十九条第九号規則第2条第2項】</p>
㉒	[略]	<p>当該法定事務又はそれ以外の法定事務のうちその事務の内容が当該条例事務の内容と類似しているものであって次の各号のいずれかに該当するものを処理するために必要な利用特定個人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当するもの（法令の規定により当該利用特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつて</p>	㉓	[同左]	<p>条例事務の内容に応じて法定事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当するもの（法令の規定により当該特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）をいう。ただし、提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体</p>

各出巡		各出巡	
	<p>は、その者を含む。)をいう。ただし、提供することができる利用特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関（以下「限定機関」という。）が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号の規定により提供することができる利用特定個人情報の範囲の限定に関する規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第6号）第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた利用特定個人情報の範囲にあつては、限定機関を除く。</p> <p>一 その事務において貸与又は支給の対象となる費用が、条例事務において貸与又は支給の対象となる費用と類似していること。</p> <p>二 その事務において貸与し、又は支給する物品が、条例事務において貸与し、又は支給する物品と類似していること。</p>		<p>の長その他の執行機関（以下「限定機関」という。）が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第6号）第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲にあつては、限定機関を除く。</p> <p>【番号法第19条第9号、番号法第十九条第九号規則第2条第3項】</p>

各出巻			各出巻		
		<p>三 その事務において提供する役務が、 条例事務において提供する役務と類似 していること。 【番号法第19条第9号、番号法第十九条 第九号規則第2条第3項】</p>			
<p>第3 総論 [第3-1～第3-2 略] 第3-3 本ガイドラインの位置付け等 (1) [略] (2) 番号法と個人情報保護法施行条例との関係 一般に、法律は条例に優先して適用されることから、特定 個人情報に関する番号法の特例規定は、個人情報保護法施行 条例の規定に優先して適用される。一方、特定個人情報に関 して番号法に特段の規定がない事項については、個人情報保 護法施行条例の規定が適用される。</p> <p>特定個人情報に関しても、「個人情報の保護に関する法律 についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和4年個人 情報保護委員会告示第1号。以下「個人情報保護法ガイドラ イン（行政機関等編）」という。）「11 条例との関係」と同 様に、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与える</p>			<p>第3 総論 [第3-1～第3-2 同左] 第3-3 本ガイドラインの位置付け等 (1) [同左] (2) 番号法と個人情報保護法施行条例との関係 一般に、法律は条例に優先して適用されることから、特定 個人情報に関する番号法の特例規定は、個人情報保護法施行 条例の規定に優先して適用される。一方、特定個人情報に関 して番号法に特段の規定がない事項については、個人情報保 護法施行条例の規定が適用される。</p> <p><u>なお、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に 関する法律（令和3年法律第37号）第51条により、地方公共 団体の機関について個人情報保護法及び番号法により読み替 えて適用される個人情報保護法が直接適用されている。</u></p> <p>特定個人情報に関しても、「個人情報の保護に関する法律 についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和4年個人 情報保護委員会告示第1号。以下「個人情報保護法ガイドラ イン（行政機関等編）」という。）「11 条例との関係」と同 様に、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与える</p>		

各出巡	各出巡
<p>ような事項であって、条例で定めることを許容する規定が個人情報保護法に置かれていないもの等個人情報保護法に委任規定が置かれていないものについて個人情報保護法施行条例で独自の規定を設けることは、個人情報保護法の規律に抵触するものであり許容されない。</p> <p>(3) [略]</p> <p>第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置</p> <p>(1) 保護措置の概要</p> <p>[略]</p> <p>ア 特定個人情報の利用制限</p> <p>番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、社会保障、税、災害対策その他の行政分野に関する特定の事務に限定している（番号法第9条）。また、個人情報保護法の読替え又は適用除外の規定を置き（同法第30条第1項、第31条第1項及び第2項）、本来の利用目的以外の目的で例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている。</p> <p>さらに、<u>個人番号利用事務等実施者</u>その他個人番号利用事務等に従事する者に対し、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第29条）。</p> <p>イ 特定個人情報の安全管理措置等</p> <p>行政機関の長（個人情報保護法第2条第8項第4号及び第5号の個人情報保護法施行令第3条で定める機関にあって</p>	<p>ような事項であって、条例で定めることを許容する規定が個人情報保護法に置かれていないもの等個人情報保護法に委任規定が置かれていないものについて個人情報保護法施行条例で独自の規定を設けることは、個人情報保護法の規律に抵触するものであり許容されない。</p> <p>(3) [同左]</p> <p>第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置</p> <p>(1) 保護措置の概要</p> <p>[同左]</p> <p>ア 特定個人情報の利用制限</p> <p>番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、社会保障、税、災害対策その他の行政分野に関する特定の事務に限定している（番号法第9条及び別表第1）。また、個人情報保護法の読替え又は適用除外の規定を置き（同法第30条第1項）、本来の利用目的以外の目的で例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている。</p> <p>さらに、<u>個人番号利用事務等実施者</u>に対し、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第29条）。</p> <p>イ 特定個人情報の安全管理措置等</p> <p>行政機関の長（個人情報保護法第2条第8項第4号及び第5号の個人情報保護法施行令第3条で定める機関にあって</p>

各出巡	各出巡
<p>は、その機関ごとに個人情報保護法施行令第18条で定める者をいう。)、地方公共団体の機関、独立行政法人等(同法別表第2に掲げる法人を除く。))及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務(試験研究等)を主たる目的とするもの又は同条第2号(大学等の設置及び管理)若しくは第3号チ(病院事業の経営)に掲げる業務を目的とするものを除く。以下、第3-6、<u>第4-2-(2)</u>、第4-4-(3)、第4-4-(4)、第4-4-(5)及び第4-6においてこれらをあわせて「行政機関の長等」という。))については、個人情報保護法に基づき、保有個人情報の安全管理措置を講じなければならない、行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者その他の同法第66条第2項各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合にも同様の義務が課されている(個人情報保護法第66条)。また、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、個人情報保護法第66条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。))若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用することが禁止されている(個人情報保護法第67条)。</p>	<p>は、その機関ごとに個人情報保護法施行令第18条で定める者をいう。)、地方公共団体の機関、独立行政法人等(同法別表第2に掲げる法人を除く。))及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務(試験研究等)を主たる目的とするもの又は同条第2号(大学等の設置及び管理)若しくは第3号チ(病院事業の経営)に掲げる業務を目的とするものを除く。以下、第3-6、<u>第4-4-(2)</u>、第4-4-(3)、第4-4-(4)、第4-4-(5)及び第4-6においてこれらをあわせて「行政機関の長等」という。))については、個人情報保護法に基づき、保有個人情報の安全管理措置を講じなければならない、行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者その他の同法第66条第2項各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合にも同様の義務が課されている(個人情報保護法第66条)。また、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、個人情報保護法第66条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。))若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用することが禁止されている(個人情報保護法第67条)。</p>

各出巡	各出巡
<p>番号法においては、これらに加え、<u>個人番号利用事務等実施者は、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）について安全管理措置を講ずることとされている（番号法第12条）。</u></p> <p>また、個人番号利用事務等を再委託する場合には委託者による再委託の許諾を要件とする（同法第10条）とともに、<u>委託者に対し、委託先に対する監督義務を課している（同法第11条）。</u>さらに、委託を受けた者及び再委託を受けた者は、個人番号利用事務等実施者になることを明確にし（同法第2条第12項及び第13項）、これらの者も番号法における個人番号の安全管理措置を講じなければならないこととしている（同法第12条）。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 罰則の強化</p> <p>個人情報保護法及び「住民基本台帳法」（昭和42年法律第81号）においては、正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で保有個人情報を提供又は盗用したとき、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用したとき等に罰則が科されることとされているが、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられている等罰則が強化されている（番号法第48条から第55条の3まで）。</p> <p>なお、次表①から⑤まで及び⑧は、日本国外においてこれ</p>	<p>番号法においては、これらに加え、<u>個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）について安全管理措置を講ずることとされている（番号法第12条）。</u></p> <p>また、個人番号利用事務等を再委託する場合には委託者による再委託の許諾を要件とする（同法第10条）とともに、<u>委託者の委託先に対する監督義務を課している（同法第11条）。</u>さらに、委託を受けた者及び再委託を受けた者は、個人番号利用事務等実施者になることを明確にし（同法第2条第12項及び第13項）、これらの者も番号法における個人番号の安全管理措置を講じなければならないこととしている（同法第12条）。</p> <p>ウ [同左]</p> <p>(2) [同左]</p> <p>(3) 罰則の強化</p> <p>個人情報保護法及び「住民基本台帳法」（昭和42年法律第81号）においては、正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で保有個人情報を提供又は盗用したとき、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用したとき等に罰則が科されることとされているが、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられている等罰則が強化されている（番号法第48条から第55条の3まで）。</p> <p>なお、次表①から⑤までは、日本国外においてこれらの罪</p>

各出巡

らの罪を犯した者にも適用される（同法第56条）。

項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則	
			個人情報保護法	住民基本台帳法
①～④	[略]	[略]	[略]	[略]
⑤	国の機関の職員等（領事官であつて国の機関の職員等以外の者を含む。）が、職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、特定個人情報記録された文書等を収集	[略]	[略]	[略]
⑥～⑧	[略]	[略]	[略]	[略]

[第3-5～第3-7 略]

第4 各論

第4-1 特定個人情報の利用制限

第4-1-1 個人番号の利用制限

(関係条文)

[略]

各出巡

を犯した者にも適用される（同法第56条）。

項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則	
			個人情報保護法	住民基本台帳法
①～④	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
⑤	国の機関の職員が、職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、特定個人情報記録された文書等を収集	[同左]	[同左]	[同左]
⑥～⑧	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[第3-5～第3-7 同左]

第4 各論

第4-1 特定個人情報の利用制限

第4-1-1 個人番号の利用制限

(関係条文)

[同左]

改出後	改出前
<p>1 個人番号の原則的な取扱い [略] (注) [略]</p> <p>A 個人番号を利用することができる事務</p> <p>a 個人番号利用事務 (番号法第9条第1項から第3項) 個人番号利用事務とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、<u>社会保障、税、災害対策その他の行政分野において、番号法第9条第1項から第3項までの規定により、その保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう</u> (番号法第2条第10項)。</p> <p><u>番号法別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者</u> (法令の規定により同表の当該各項の下欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行うこととされている者又は準法定事務処理者を含む。)は、番号法第9条第1項に基づき、同表の当該各項の下欄に掲げる事務又は準法定事務において、個人番号を利用することができる (番号法第9条第1項)。</p> <p>また、地方公共団体の場合は、同法別表に掲げられていない<u>事務又は準法定事務に該当しない事務</u>であっても、同法第9条第2項に基づき、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他の<u>事務</u>であって、個人番号を利用することを条例で定めるものについて、個人番号を利用することができる (番</p>	<p>1 個人番号の原則的な取扱い [同左] (注) [同左]</p> <p>A 個人番号を利用することができる事務の範囲</p> <p>a 個人番号利用事務 (番号法第9条第1項から第3項) 個人番号利用事務とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、<u>法令に基づき行う社会保障、税、災害対策その他の行政分野に関する特定の事務において、保有している個人情報の検索、管理のために個人番号を利用することをいい、番号法別表第1の下欄に個人番号利用事務が列挙されている。</u></p> <p>また、地方公共団体の場合は、同法別表第1に掲げられていない<u>事務</u>であっても、同法第9条第2項に基づき、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他の<u>事務のうち</u>、個人番号を利用することを条例で定めるものについて、個人番号を利用することができる。</p>

各自治体	各自治体
<p><u>号法第9条第2項</u>)。</p> <p>* 甲市が行っている乳幼児医療手当給付事務は、<u>番号法別表</u>に掲げられていない事務であるが、同法第9条第2項に基づき、当該事務において個人番号を利用する旨の条例を制定して、当該手当の申請書に記載された当該申請者の個人番号を利用して甲市のデータベースから当該申請者の必要なデータを検索する場合は、この事務は個人番号利用事務に当たる。</p> <p>都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、地域の総合的な行政主体として<u>複数の事務</u>を同一の機関で処理しており、<u>番号法別表に掲げられている事務又は準法定事務を処理するために必要な場合に、同一の機関内の複数の事務間で特定個人情報</u>を移転し、その検索、管理を行うために個人番号を利用すること（以下「<u>庁内連携</u>」という。）が想定される。<u>庁内連携を行う場合には、同一機関内であっても複数事務間で特定個人情報の移転を行うこととなることから、番号法第9条第1項に基づく事務であっても、同法第9条第2項に基づく条例を定める必要があると解されている。</u></p> <p>なお、地方公共団体において、同法第9条第2項に基づき、条例で個人番号を利用することができることとした事務について、当該事務の根拠を定める条例において書面の提出を義務付けている<u>場合に、同項に基づく特定個人情報の移転に係る条例を定めて庁内連携を行い、当該特定個人情報と同</u></p>	<p>* 甲市が行っている乳幼児医療手当給付事務は、<u>番号法別表第1</u>に掲げられていない事務であるが、同法第9条第2項に基づき、当該事務において個人番号を利用する旨の条例を制定して、当該手当の申請書に記載された当該申請者の個人番号を利用して甲市のデータベースから当該申請者の必要なデータを検索する場合は、この事務は個人番号利用事務に当たる。</p> <p>都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、地域の総合的な行政主体として<u>社会保障、地方税又は防災に関する複数の事務</u>を同一の機関で処理しており、<u>個人情報保護法施行条例の規定の下、複数の事務間において相互に個人情報</u>の授受がなされているところもある。これと同様に、<u>特定個人情報についても、番号法別表第1に掲げられている事務を処理するために必要な場合に複数の事務間で特定個人情報</u>を移転し、その検索、管理を行うために個人番号を利用する<u>場合が想定される。このような場合には、同一機関内であっても複数事務間で特定個人情報の移転を行うこととなることから、同法第9条第2項に基づく条例を定める必要があると解されている。</u></p> <p>なお、地方公共団体において、同法第9条第2項に基づき、条例で個人番号を利用することができることとした事務について、当該事務の根拠を定める条例において書面の提出を義務付けている<u>場合があるが、この場合であって、同項に基づく特定個人情報の移転に係る条例を定める場合に、当該</u></p>

各出巡	各出巡
<p>一の内容の情報を含む書面の提出を<u>不要とするときは</u>、当該書面の提出を義務付けている当該事務の根拠を定める条例を改正等する必要がある。</p> <p>また、法務大臣は、同法第9条第3項に基づき、同法第19条第8号又は第9号の規定による戸籍関係情報の提供に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。</p> <p>行政機関等から個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者は、個人番号利用事務を行うことができる。この場合において、当該委託を受けた者は、委託に関する契約の内容に応じて、本ガイドラインが適用されることとなる。</p> <p>[b ・ c 略]</p> <p>B [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第4-1-(2) [略]</p> <p>第4-2 特定個人情報の安全管理措置等</p> <p>第4-2-(1) 委託の取扱い</p> <p>(関係条文)</p> <p>[略]</p> <p>1 委託先の監督 (番号法第11条、個人情報保護法第66条)</p> <p>A [略]</p> <p>B 必要かつ適切な監督</p> <p>「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②</p>	<p>特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を<u>不要と判断するときは</u>、当該書面の提出を義務付けている条例等を改正等する必要がある。</p> <p>また、法務大臣は、同法第9条第3項に基づき、同法第19条第8号又は第9号の規定による戸籍関係情報の提供に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。</p> <p>行政機関等から個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者は、個人番号利用事務を行うことができる。この場合において、当該委託を受けた者は、委託に関する契約の内容に応じて、本ガイドラインが適用されることとなる。</p> <p>[b ・ c 同左]</p> <p>B [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>第4-1-(2) [同左]</p> <p>第4-2 特定個人情報の安全管理措置等</p> <p>第4-2-(1) 委託の取扱い</p> <p>(関係条文)</p> <p>[同左]</p> <p>1 委託先の監督 (番号法第11条、個人情報保護法第66条)</p> <p>A [同左]</p> <p>B 必要かつ適切な監督</p> <p>「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②</p>

各出逐	各出編
<p>委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な委託契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。</p> <p>委託先の選定については、個人番号利用事務等を行う行政機関等は、<u>委託先において、番号法に基づき当該行政機関等が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。</u>具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者^(注1)に対する監督・教育の状況その他委託先の経営環境等が挙げられる。</p> <p>委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な委託契約の締結については、<u>契約内容として、秘密保持義務、委託する業務の遂行に必要な範囲を超える事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定を盛り込むとともに、行政機関等において必要があると認めるときは委託先に対して、実地の監査、調査等を行うことができる規定等を盛り込まなければならない。</u></p> <p>委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、<u>前記の契約に基づき報告を求めること、委託先に対して実地の監査、調査等^(注2)を行うこと等により、委託契約で盛</u></p>	<p>委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。</p> <p>委託先の選定については、個人番号利用事務等を行う行政機関等は、<u>委託先において、番号法に基づき当該行政機関等が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。</u>具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者^(注)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。</p> <p>委託契約の締結については、<u>契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定を盛り込むとともに、行政機関等において必要があると認めるときは委託先に対して、実地の監査、調査等を行うことができる規定等を盛り込まなければならない。</u></p> <p>委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、<u>前記の契約に基づき報告を求めること、委託先に対して実地の監査、調査等を行うこと等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直</u></p>

各出巡	各出巡
<p><u>り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価する。</u></p> <p>(注1) 「従業者」とは、事業者の組織内において直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事、派遣社員等を含む。</p> <p>(注2) 監査、調査等の実効性が担保される限りにおいて、デジタル技術を活用した方法によることも可能である。</p>	<p><u>しを検討することを含め、適切に評価する。</u></p> <p>(注) 「従業者」とは、事業者の組織内において直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事、派遣社員等を含む。</p>
<p>2 [略]</p> <p>第4-2-(2) [略]</p> <p>第4-3 特定個人情報の提供制限等</p> <p>第4-3-(1) 個人番号の提供の要求</p> <p>(関係条文)</p> <p>[略]</p>	<p>2 [同左]</p> <p>第4-2-(2) [同左]</p> <p>第4-3 特定個人情報の提供制限等</p> <p>第4-3-(1) 個人番号の提供の要求</p> <p>(関係条文)</p> <p>[同左]</p>
<p>[1]・[2] 略]</p> <p>3 地方公共団体情報システム機構に対する提供の要求 (番号法第14条第2項、番号法施行令第11条)</p> <p>個人番号利用事務実施者(住民基本台帳法別表第1から別表第4までの上欄に掲げる者及び同法第30条の10第1項第2号、第30条の11第1項第2号又は第30条の12第1項第2号に掲げる場合においてこれらの号に規定する求めをした者(番号法第9条第3項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。)に限る。)は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12まで、第30条の15</p>	<p>[1]・[2] 同左]</p> <p>3 地方公共団体情報システム機構に対する提供の要求 (番号法第14条第2項、番号法施行令第11条)</p> <p>個人番号利用事務実施者(住民基本台帳法別表第1から別表第4までの上欄に掲げる者(番号法第9条第3項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。)に限る。)は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定により、地方公共団体情報システム機構に対し、<u>同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報の提供を求め</u>ることができる。</p>

各出巡	各出巡
<p>の2第1項、第30条の44から第30条の44の5まで又は第30条の44の7第1項の規定により、地方公共団体情報システム機構に対し、<u>同法第30条の7第4項に規定する機構保存本人確認情報又は同法第30条の42第4項に規定する機構保存附票本人確認情報</u>（以下「<u>機構保存本人確認情報等</u>」という。）の提供を求めることができる。</p> <p>第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p> <p>(関係条文) [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 特定個人情報の提供制限（番号法第19条） [略]</p> <p>A [略]</p> <p>B 特定個人情報を提供できる場合（番号法第19条第1号から第17号まで） [略]</p> <p>[a～d 略]</p> <p>e 機構による個人番号の提供（第5号、第14条第2項、番号法施行令第11条） 地方公共団体情報システム機構は、番号法第14条第2項の規定に基づき、個人番号利用事務実施者（住民基本台帳法別表第1から別表第4までの上欄に掲げる者及び同法第30条の10第1項第2号、第30条の11第1項第2号又は第30条の12</p>	<p>第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p> <p>(関係条文) [同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 特定個人情報の提供制限（番号法第19条） [同左]</p> <p>A [同左]</p> <p>B 特定個人情報を提供できる場合（番号法第19条第1号から第17号まで） [同左]</p> <p>[a～d 同左]</p> <p>e 機構による個人番号の提供（第5号、第14条第2項、番号法施行令第11条） 地方公共団体情報システム機構は、番号法第14条第2項の規定に基づき、個人番号利用事務実施者（住民基本台帳法別表第1から別表第4までの上欄に掲げる者（番号法第9条第3項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除</p>

各出巡	各出巡
<p>第1項第2号に掲げる場合においてこれらの号に規定する求めをした者（番号法第9条第3項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。）に限る。）に個人番号を含む<u>機構保存本人確認情報等</u>を提供することができる。</p> <p>[f ・ g 略]</p> <p>h 情報提供ネットワークシステムによる提供（第8号、第9号、番号法施行令第20条、番号法第十九条第九号規則）</p> <p>情報照会者が、情報提供者に対し、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な<u>利用特定個人情報</u>（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、情報提供者は、情報提供ネットワークシステムを使用して当該<u>利用特定個人情報</u>を提供することができる（第4-3-(3)参照）。</p> <p>また、条例事務関係情報照会者が、条例事務関係情報提供者に対し、条例事務を処理するために必要な<u>利用特定個人情報</u>であって当該事務の内容に応じて<u>個人情報保護委員会規則</u>（番号法第十九条第九号規則第2条第4項）で定めるもの^(注)（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、条例事務関係情報提供者は、情報提供ネットワークシステムを使用して当該<u>利用特定個人情報</u>を提供することができる。</p> <p>(注) <u>法定事務等</u>（番号法第十九条第九号規則第2条第1項第1号及び第3項参照）において情報提供者に提供を求める<u>利用特定個人</u></p>	<p>く。）に限る。）に個人番号を含む<u>機構保存本人確認情報</u>を提供することができる。</p> <p>[f ・ g 同左]</p> <p>h 情報提供ネットワークシステムを通じた提供（第8号、第9号、番号法施行令第20条、番号法第十九条第九号規則）</p> <p>情報照会者が、情報提供者に対し、<u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、情報提供者は、情報提供ネットワークシステムを使用して当該<u>特定個人情報</u>を提供することができる（第4-3-(3)参照）。</p> <p>また、条例事務関係情報照会者が、条例事務関係情報提供者に対し、条例事務を処理するために必要な<u>番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって当該事務の内容に応じて<u>個人情報保護委員会規則</u>で定めるもの^(注)（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、条例事務関係情報提供者は、情報提供ネットワークシステムを使用して当該<u>特定個人情報</u>を提供することができる。</p> <p>(注) <u>条例事務を処理するために必要な番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって当該事務の内容に応じて<u>個人情報保護</u></p>

各出巡	各出巡
<p>情報の範囲と同一又はその一部である<u>利用特定個人情報</u>をいう。ただし、次に掲げる利用特定個人情報を除く（番号法第十九条第九号規則第2条第4項参照）。</p> <p>一 提供を求めた<u>利用特定個人情報</u>が地方税関係情報である場合において、当該地方税関係情報の提供を求めることについて本人の同意がない場合における当該地方税関係情報</p> <p>二 限定機関が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号の規定により提供することができる<u>利用特定個人情報</u>の範囲の限定に関する規則第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた<u>利用特定個人情報</u>の範囲における当該利用特定個人情報</p> <p>i 国税・地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供（第10号、番号法施行令第21条、第22条）</p> <p>「地方税法」（昭和25年法律第226号）<u>第46条第4項若しくは第5項（個人の道府県民税の賦課徴収に関する報告等）、第72条の58（道府県知事の通知義務）、第317条（市町村による所得の計算の通知）、第325条（所得税又は法人税に関する書類の供覧等）又は第739条の5第7項（個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例等）</u>の規定その他番号法施行令で定める同法若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）又は国税（国税通則法（昭和37年法律第66号）第2条第1号に規定する国税をいう。以下</p>	<p>委員会規則で定めるものとは、<u>法定事務</u>において情報提供者に提供を求める<u>特定個人情報</u>の範囲と同一又はその一部である<u>特定個人情報</u>をいう。ただし、次に掲げる<u>特定個人情報</u>を除く。</p> <p>一 提供を求めた<u>特定個人情報</u>が地方税関係情報である場合において、当該地方税関係情報の提供を求めることについて本人の同意がない場合における当該地方税関係情報</p> <p>二 限定機関が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号の規定により提供することができる<u>特定個人情報</u>の範囲の限定に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第6号）第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた<u>特定個人情報</u>の範囲における当該特定個人情報</p> <p>i 国税・地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供（第10号、番号法施行令第21条、第22条）</p> <p>「地方税法」（昭和25年法律第226号）<u>第46条第4項若しくは第5項（個人の道府県民税の賦課徴収に関する報告等）、第48条第7項（個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例）、第72条の58（道府県知事の通知義務）、第317条（市町村による所得の計算の通知）若しくは第325条（所得税又は法人税に関する書類の供覧等）</u>の規定その他番号法施行令で定める同法又は国税に関する法律の規定により、国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に国税に関する特定個人情報を提供する場合又は都道府県知事若しくは市町村長が国税</p>

各出巡	各出巡
<p>同じ。)に関する法律の規定により、国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に国税に関する特定個人情報を提供する場合又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に<u>地方税若しくは森林環境税</u>に関する特定個人情報を提供する場合において、その特定個人情報の安全を確保するために必要な措置を講じているときは、それぞれ特定個人情報を提供することができる。</p> <p>なお、「その他番号法施行令で定める同法の規定」は、番号法施行令第21条で定められており、<u>地方税法第72条の59（所得税又は道府県民税に関する書類の供覧等）、第294条第3項（市町村民税の納税義務者等）、若しくは第739条の5第2項（個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例等）の規定その他主務省令で定める同法の規定又は「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」（昭和37年法律第144号）第40条第4項において準用する同法第39条第1項から第3項まで若しくは同法第40条第7項において準用する同法第39条第6項から第9項まで（これらの規定を同法第42条第1項において準用する場合を含む。）（国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徴収猶予の特例等）の規定</u>である。</p> <p>「特定個人情報の安全を確保するために必要な措置」は、番号法施行令第22条で定められており、①特定個人情報の提</p>	<p>庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に<u>地方税</u>に関する特定個人情報を提供する場合において、その特定個人情報の安全を確保するために必要な措置を講じているときは、それぞれ特定個人情報を提供することができる。</p> <p>なお、「その他番号法施行令で定める同法の規定」は、番号法施行令第21条で定められており、<u>地方税法第48条第2項（個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例）、第72条の59（所得税又は道府県民税に関する書類の供覧等）、第294条第3項（市町村民税の納税義務者等）及び主務省令で定める規定</u>である。</p> <p>「特定個人情報の安全を確保するために必要な措置」は、番号法施行令第22条で定められており、①特定個人情報の提</p>

各出巡	各出巡
<p>供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びにその記録を7年間保存すること、②提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認すること並びに③これらのほか特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。）で定める措置をいう。</p> <p>* [略]</p> <p>[j ~ n 略]</p> <p>C [略]</p> <p>第4-3-(3) 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供</p>	<p>供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びにその記録を7年間保存すること、②提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認すること並びに③これらのほか特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。）で定める措置をいう。</p> <p>* [同左]</p> <p>[j ~ n 同左]</p> <p>C [同左]</p> <p>第4-3-(3) 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供</p>
<p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 <u>第19条第8号又は第9号</u>、第21条から第26条まで、第31条 [略] 	<p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 <u>第19条</u>、第21条から第26条まで、第31条 [同左]
<p>1 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の情報連携</p>	<p>1 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携</p>
<p>A 情報提供ネットワークシステム（番号法第21条、第26条） 情報提供ネットワークシステムとは、番号法第19条第8号</p>	<p>A 情報提供ネットワークシステム（番号法第21条、第26条） 「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第</p>

各出巡	各出巡
<p>又は第9号の規定に基づき、同法第2条第14項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。以下第4-3-（3）及び第4-5において同じ。）の間で、利用特定個人情報を安全、効率的にやり取りするための情報システムであり、番号法第21条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものである。</p> <p>B 利用特定個人情報の情報連携（番号法第19条第8号又は第9号）</p> <p>行政機関の長等は、番号法第19条第8号の規定、同法別表及び主務省令に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報照会者として他の特定個人番号利用事務を処理する者等から特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の特定個人番号利用事務を処理する者に対し利用特定個人情報を提供することとなる。また、同法第19条第9号の規定及び番号法第十九条第九号規則に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して、条例事務関係情報照会者として条例事務関係情報提供者から条例事務を処理するために必要な利用特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則（番号法第十九条第九号規則第2条第4項）で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報</p>	<p>8号又は第9号の規定に基づき、同法第2条第14項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。以下第4-3-（3）及び第4-5において同じ。）の間で、特定個人情報を安全、効率的にやり取りするための情報システムであり、内閣総理大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものである。</p> <p>行政機関等は、同法第19条第8号の規定及び別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することとなる。また、同法第19条第9号の規定及び個人情報保護委員会規則に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、条例事務関係情報照会者として条例事務関係情報提供者から条例事務を処理するために必要な特定個人情報^{（注）}の提供を受け、又は条例事務関係情報提供者として条例事務関係情報照会者に対して特定個人情報^{（注）}を提供することも認められる。このような情報のやり取りを情報連携という。</p>

各出巡	各出巡
<p>ファイルに記録されたものに限る。) (注) の提供を受け、又は 条例事務関係情報提供者として条例事務関係情報照会者に対 して当該利用特定個人情報 (注) を提供することも認められる。 このような情報のやり取りを情報連携という。</p> <p>行政機関の長等においては、それぞれ設置される中間サー バー等 (中間サーバーに相当する機能を有する既存業務シス テムを含む。) を通じて情報提供ネットワークシステムにア クセスし、利用特定個人情報について、原則としてシステム 上自動的に照会・提供を行うこととなる。したがって、こう した中間サーバー等及びこれに付随するシステム等の管理に ついての環境を整備することが必要となる。</p> <p>また、情報提供ネットワークシステムを使用することがで きるのは、行政機関の長等に限られる。したがって、行政機 関等から個人番号利用事務の委託を受けた者 (法令の規定に より、特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととさ れている者及び利用特定個人情報の利用又は提供に関する事 務の全部又は一部を行うこととされている者を除く。) は、 <u>情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して 情報照会等を行うことはできない。</u></p>	<p>行政機関の長等においては、それぞれ設置される中間サー バー等 (中間サーバーに相当する機能を有する既存業務シス テムを含む。) を通じて情報提供ネットワークシステムにア クセスし、同法別表第2の第4欄に掲げられた特定個人情報 について、原則としてシステム上自動的に照会・提供を行う こととなる。したがって、こうしたシステムの管理について の環境を整備することが必要となる。</p> <p>また、情報提供ネットワークシステムを使用することがで きるのは、行政機関の長等に限られる。したがって、行政機 関等から個人番号利用事務の委託を受けた者 (法令の規定に より、同法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を 行うこととされている者及び同表の第4欄に掲げる特定個人 情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこと とされている者を除く。) は、<u>情報提供ネットワークシステ ムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはでき ない。</u></p>
<p>(注) <u>法定事務等 (番号法第十九条第九号規則第2条第1項第1号及び 第3項参照) において情報提供者に提供を求める利用特定個人情報 の範囲と同一又はその一部である利用特定個人情報をいう。ただ し、次に掲げる利用特定個人情報を除く (番号法第十九条第九号規</u></p>	<p>(注) <u>条例事務を処理するために必要な特定個人情報又は条例事務関係 情報提供者として条例事務関係情報照会者に対して提供する特定個 人情報とは、法定事務において情報提供者に提供を求める特定個人 情報の範囲と同一又はその一部である特定個人情報をいう。ただ</u></p>

各出巡	各出巡
<p>則第2条第4項参照)。</p> <p>一 提供を求めた<u>利用特定個人情報</u>が地方税関係情報である場合において、当該地方税関係情報の提供を求めることについて本人の同意がない場合における当該地方税関係情報</p> <p>二 限定機関が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号の規定により提供することができる<u>利用特定個人情報</u>の範囲の限定に関する規則第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた<u>利用特定個人情報</u>の範囲における当該<u>利用特定個人情報</u></p> <p>〈参考〉 [略]</p> <p>C 情報連携による利用特定個人情報の提供 (番号法第22条、第26条、番号法施行令第28条)</p> <p><u>情報提供者又は条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第8号又は第9号の規定により利用特定個人情報の提供を求められた場合において、同法第21条第2項の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、番号法施行令で定めるところにより、情報照会者又は条例事務関係情報照会者に対して求められた利用特定個人情報を提供しなければならない</u> (注) (番号法第22条第1項、第26条、番号法施行令第28条)。具体的には、情報提供ネットワークシステム上でのやり取りとなることから、中間サーバー等及びこれに付随するシステム等の管理についての環境を整備することが必要となる。</p>	<p>し、次に掲げる<u>特定個人情報</u>を除く。</p> <p>一 提供を求めた<u>特定個人情報</u>が地方税関係情報である場合において、当該地方税関係情報の提供を求めることについて本人の同意がない場合における当該地方税関係情報</p> <p>二 限定機関が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号の規定により提供することができる<u>特定個人情報</u>の範囲の限定に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第6号)第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた<u>特定個人情報</u>の範囲における当該<u>特定個人情報</u></p> <p>〈参考〉 [同左]</p> <p>B 特定個人情報の提供 (番号法第22条、第26条、番号法施行令第28条)</p> <p><u>情報提供者又は条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第8号又は第9号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、同法第21条第2項の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、番号法施行令で定めるところにより、情報照会者又は条例事務関係情報照会者に対して求められた特定個人情報を提供しなければならない</u>^(注) (番号法第22条第1項、第26条)。具体的には、システム上でのやり取りとなることから、同システムの管理についての環境を整備することが必要となる。</p>

各出巡	各出巡
<p>また、同法第22条第1項の規定による利用特定個人情報の提供があった場合において、他の法令又は条例の規定により当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、同条第2項の規定により当該書面の提出があったものとみなされることから、当該書面を提出すべき者は、当該書面を提出する必要がなくなる。</p>	<p>また、同法第22条第1項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令又は条例の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、同条第2項の規定により当該書面の提出があったものとみなされることから、当該書面を提出すべき者は、当該書面を提出する必要がなくなる。</p>
<p>* 児童扶養手当の支給を受けるには、所得証明書の提出が必要であるが（<u>児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第1条第7号</u>）、<u>情報提供ネットワークシステムを使用して所得情報の提供が行われる場合には、申請者は所得証明書の提出義務を免除される。</u></p> <p>（注）<u>限定機関が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号の規定により提供することができる利用特定個人情報の範囲の限定に関する規則」第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、提供の求めに係る利用特定個人情報が当該限定された利用特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない。</u></p>	<p>* 児童扶養手当の支給を受けるには、所得証明書の提出が必要であるが（<u>児童扶養手当法施行規則第1条第7号</u>）、<u>情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報の提供が行われる場合には、申請者は所得証明書の提出義務を免除される。</u></p> <p>（注）<u>番号法第19条第9号の規定により提供することができる限定機関が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第6号）第2条第1項の規定に基づきあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない。</u></p>
<p>2 情報提供等の記録</p>	<p>2 情報提供等の記録（番号法第23条、第26条、番号法施行令第29条）</p>
<p>A 情報提供等の記録の作成・保存義務（番号法第23条、第26条、番号法施行令第29条）</p> <p>情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、番号法第23条で定める以下の</p>	<p>情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者が、情報提供ネットワークシステムに</p>

各出巡	各出巡
<p>a から c までの場合に、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に、番号法で定める一定の事項を記録し（「情報提供等の記録」、番号法施行令で定める期間（番号法施行令第29条の規定により7年間とされている。）保存しなければならない。情報提供等の記録は、システム上で記録されることから、中間サーバー等及びこれに付随するシステム等の管理についての環境を整備することが必要となる。</p> <p>a <u>情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第8号又は第9号の規定により利用特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に次に掲げる事項を記録し、当該記録を7年間保存しなければならない（番号法第23条第1項、第26条）。</u></p> <p>一 情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の名称</p> <p>二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時</p> <p>三 利用特定個人情報の項目</p> <p>四 一から三までに掲げるもののほか、デジタル庁令で定める事項</p> <p>b <u>情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、a に規定する事項のほか、当該利用特定個人情報の提供の求め又は提供の事実</u></p>	<p>接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を保存しなければならない事項として以下の場合があるが、具体的には、システム上で記録されることから、同システムの管理についての環境を整備することが必要となる。</p> <p>a <u>情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第8号又は第9号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に次に掲げる事項を記録し、当該記録を7年間保存しなければならない（番号法第23条第1項、第26条）。</u></p> <p>一 情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の名称</p> <p>二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時</p> <p>三 特定個人情報の項目</p> <p>四 一から三までに掲げるもののほか、デジタル庁令で定める事項</p> <p>b <u>情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、a に規定する事項のほか、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が、次に掲げる</u></p>

各出巡	各出巡
<p>が、次に掲げる事項に該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を7年間保存しなければならない（番号法第23条第2項、第26条）。</p> <p>一 個人情報保護法第78条第1項（個人情報保護法第125条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。二において同じ。）に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p> <p>二 番号法第31条第3項において準用する個人情報保護法第78条第1項に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p> <p>なお、不開示情報に該当するかどうかの検討の対象となるのは、情報連携により提供される利用特定個人情報ではなく、当該利用特定個人情報の情報提供の求め又は提供の事実であり、これが不開示情報に該当するか否かについては、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者であるそれぞれの行政機関の長等において判断することとなることに留意する必要がある。</p> <p>c <u>内閣総理大臣は、番号法第19条第8号又は第9号の規定により利用特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、a及びbに規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を7年間保存しなければならない（番号法第23条第3項、第26条）。</u></p> <p>B 情報提供等の記録に記録された特定個人情報の目的外利用</p>	<p>事項に該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を7年間保存しなければならない（番号法第23条第2項、第26条）。</p> <p>一 個人情報保護法第78条第1項（個人情報保護法第125条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。二において同じ。）に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p> <p>二 番号法第31条第3項において準用する個人情報保護法第78条第1項に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p> <p>なお、提供される特定個人情報ではない情報提供の求め又は提供の事実が不開示情報に該当するか否かについては、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者であるそれぞれの行政機関の長等において判断することとなることに留意する必要がある。</p> <p>c <u>内閣総理大臣は、番号法第19条第8号又は第9号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、a及びbに規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を7年間保存しなければならない（番号法第23条第3項、第26条）。</u></p>

各出巡	各出巡
<p>の禁止（番号法第31条、個人情報保護法第69条第1項）</p> <p>情報提供等の記録に記録された特定個人情報については、番号法において、個人情報保護法における利用目的以外の目的のために利用することを認める規定を全て適用除外としており、<u>利用目的以外の目的のために利用することはできない</u>（番号法第31条第1項又は第2項により読み替えて適用される個人情報保護法第69条第1項及び適用除外とされる同条第2項から第4項まで、番号法第31条第3項により読み替えて準用される個人情報保護法第69条第1項）。</p>	<p>d 情報提供等の記録に記録された特定個人情報については、番号法において、個人情報保護法における利用目的以外の目的のために利用することを認める規定を全て適用除外としており、<u>利用目的以外の目的のために利用することはできない</u>（番号法第31条第1項又は第2項により読み替えて適用される個人情報保護法第69条第1項及び適用除外とされる同条第2項から第4項まで、番号法第31条第3項により読み替えて準用される個人情報保護法第69条第1項）。</p>
<p>3 秘密の管理及び秘密保持義務</p>	<p>3 秘密の管理及び秘密保持義務（番号法第24条、第25条、第26条）</p>
<p>A 情報提供等事務等に関する秘密の管理（番号法第24条、第26条）</p> <p><u>内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、情報提供等事務（番号法第19条第8号の規定による利用特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。）又は条例事務関係情報提供等事務（同法第19条第9号の規定による利用特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者が情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保するこ</u></p>	<p>a <u>内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、情報提供等事務（番号法第19条第8号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。）又は条例事務関係情報提供等事務（同法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者が情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその</u></p>

各出處	各出處
<p><u>とその他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>B 情報提供等事務等の従事者等の秘密保持義務（番号法第25条、第26条）</p> <p><u>情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務若しくは情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。</u></p>	<p><u>他の必要な措置を講じなければならない</u>（番号法第24条、第26条）。</p> <p>b <u>情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務若しくは情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない</u>（番号法第25条、第26条）。</p>
<p>[第4-3-(4)・第4-3-(5) 略]</p> <p>第4-4 [略]</p> <p>第4-5 特定個人情報保護評価</p>	<p>[第4-3-(4)・第4-3-(5) 同左]</p> <p>第4-4 [同左]</p> <p>第4-5 特定個人情報保護評価</p>
<p>(関係条文)</p> <p>[略]</p>	<p>(関係条文)</p> <p>[同左]</p>
<p>[1]・[2] 略]</p>	<p>[1]・[2] 同左]</p>
<p>3 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置</p> <p>特定個人情報保護評価を実施していない場合、特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保のための措置が適切に講じられていないおそれがある。このような場合に、情報連携を行わせると不適切な形で特定個人情報ファイルがネットワークを通じてやり取りされることとなり、適切に取り扱われている他の事務やシステムにまで悪影響を及ぼすおそれがあることから、<u>特定個人情報保護評価の実施が義務付けられているにもかかわらずこれを実施していない場合は、情報連携を行うことが禁止さ</u></p>	<p>3 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置</p> <p>特定個人情報保護評価を実施していない場合、特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保のための措置が適切に講じられていないおそれがある。このような場合に、情報連携を行わせると不適切な形で特定個人情報ファイルがネットワークを通じてやり取りされることとなり、適切に取り扱われている他の事務やシステムにまで悪影響を及ぼすおそれがあることから、<u>特定個人情報保護評価の実施が義務付けられているにもかかわらずこれを実施していない場合は、情報連携を行うことが禁止さ</u></p>

各出處	各出處
<p>れている（番号法第21条第2項、第28条第6項）。</p>	<p>れている（番号法第21条第2項第2号、第28条第6項）。</p>
<p>第4-6 [略]</p> <p>(別添1) 特定個人情報に関する安全管理措置 (行政機関等編)</p> <p>【目次】 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 講ずべき安全管理措置の内容</p> <p>本セクション²においては、特定個人情報等の保護のために必要な安全管理措置について本文で示し、その具体的な手法の例示を記述している。なお、手法の例示は、これに限定する趣旨で記載したものではなく、また、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。</p> <p>行政機関等は、安全管理措置を講ずるに当たり、番号法、個人情報保護法等関係法令、本ガイドライン、個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）、事務対応ガイド及び<u>政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準等に準拠した各府省庁等における情報セキュリティポリシー等を遵守することを前提とする。</u></p> <p>なお、地方公共団体においては、これらに加え、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体において策定した情報セキュリティポリシー等を遵守することを前提とする。</p> <p><u>個人番号と個人情報を紐付ける登録事務（以下「個人番号登録</u></p>	<p>第4-6 [同左]</p> <p>(別添1) 特定個人情報に関する安全管理措置 (行政機関等編)</p> <p>【目次】 [同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 講ずべき安全管理措置の内容</p> <p>本セクション²においては、特定個人情報等の保護のために必要な安全管理措置について本文で示し、その具体的な手法の例示を記述している。なお、手法の例示は、これに限定する趣旨で記載したものではなく、また、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。</p> <p>行政機関等は、安全管理措置を講ずるに当たり、番号法、個人情報保護法等関係法令、本ガイドライン、個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）、事務対応ガイド及び<u>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠した各府省庁等における情報セキュリティポリシー等を遵守することを前提とする。</u></p> <p>なお、地方公共団体においては、これらに加え、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体において策定した情報セキュリティポリシー等を遵守することを前提とする。</p>

各出巡	各出巡
<p><u>事務」という。)を実施する行政機関等は、デジタル庁が策定した「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」及び各制度の所管省庁等が策定した個人番号登録事務に係るガイドライン等を遵守することを前提とする。</u></p> <p>行政機関等は、特定個人情報保護評価を実施した事務については、その内容を遵守するものとする。また、個人番号利用事務の実施に当たり、接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置等を遵守することを前提とする。</p> <p>A [略]</p> <p>B 取扱規程等の見直し等 [略]</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * [略] * [略] <u>*</u> 特定個人情報等の取扱いにおける人的ミスの発生を防止するため、本人確認及び個人番号の確認の手順、個人番号と個人情報の紐付けの際の複数人による確認（責任者による最終確認を含む。）等の確認の手順、情報連携を行う際の作業手順等、各管理段階における具体的な手順について、取扱規程等において明確にしておくことが重要である。 <u>*</u> 取扱規程等は、関係法令、制度所管省庁によるガイドライン、通達等を踏まえ、継続的に見直しを行うことが重要である。 <p>C 組織的安全管理措置</p>	<p>行政機関等は、特定個人情報保護評価を実施した事務については、その内容を遵守するものとする。また、個人番号利用事務の実施に当たり、接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置等を遵守することを前提とする。</p> <p>A [同左]</p> <p>B 取扱規程等の見直し等 [同左]</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * [同左] * [同左] [新設] <p>[新設]</p> <p>C 組織的安全管理措置</p>

改正後	改正前
<p>[略]</p> <p>a 組織体制の整備</p> <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [略] ・ [略] ・ [略] ・ [略] ・ [略] ・ <u>特定個人情報等の取扱いにおける人的ミスの発生を防止するための確認体制の整備</u> ・ [略] ・ [略] ・ [略] <p>[b～d 略]</p> <p>e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し</p> <p>監査責任者は、特定個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に<u>監査</u>^(注)（外部監査及び他部署等による点検を含む。）を行い、その結果を総括責任者に報告する。</p> <p>総括責任者は、監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、取扱規程等の見直し等の措置を講ずる。</p> <p><u>(注)</u> 監査の方法については、その実効性が担保される限りにおいて、デジタル技術を活用した方法によることも可能である。</p> <p>[D～G 略]</p>	<p>[同左]</p> <p>a 組織体制の整備</p> <p>[同左]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [同左] ・ [同左] ・ [同左] ・ [同左] ・ [同左] [新設] ・ [同左] ・ [同左] ・ [同左] <p>[b～d 同左]</p> <p>e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し</p> <p>監査責任者は、特定個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に<u>監査</u>（外部監査及び他部署等による点検を含む。）を行い、その結果を総括責任者に報告する。</p> <p>総括責任者は、監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、取扱規程等の見直し等の措置を講ずる。</p> <p>[新設]</p> <p>[D～G 同左]</p>

改出後	改出前
<p align="center">(別添2) 特定個人情報の漏えい等に関する報告等 (行政機関等編)</p> <p>【目次】 [1]・[2] 略 3 委員会への報告(番号法第29条の4第1項関係) A [略] B ガイドラインに基づく報告について C～F [略] 4 [略] [1]・[2] 略 3 委員会への報告(番号法第29条の4第1項関係)</p>	<p align="center">(別添2) 特定個人情報の漏えい等に関する報告等 (行政機関等編)</p> <p>【目次】 [1]・[2] 同左 3 委員会への報告(番号法第29条の4第1項関係) A [同左] [新設] B～E [同左] 4 [同左] [1]・[2] 同左 3 委員会への報告(番号法第29条の4第1項関係)</p>
<p>A 報告対象となる事態</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p>[略] [(1)～(4) 略] [(※1)～(※3) 略]</p> <p>なお、特定個人情報について、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。</p> <p>B ガイドラインに基づく報告について</p>	<p>A 報告対象となる事態</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">[同左]</div> <p>[同左] [(1)～(4) 同左] [(※1)～(※3) 同左]</p> <p>ただし、報告対象事態に該当しない漏えい等事案であっても、特定個人情報を取り扱う行政機関等は委員会に報告する。</p> <p>なお、特定個人情報について、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。</p>

各出巡	各出巡
<p>報告対象事態に該当しない漏えい等事案であっても、特定個人情報を取り扱う行政機関等は委員会に報告する（特定個人情報について、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合を除く。）。</p>	
<p>C 報告義務の主体</p> <p>漏えい等報告の義務を負う主体は、規則第2条の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。</p> <p>特定個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元である行政機関等と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、それぞれ報告の対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる（※）。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される（3F参照）。</p> <p>また、行政機関Aが特定個人情報（特定個人情報A）の取扱いを委託している場合において、受託者が別の行政機関Bから特定個人情報（特定個人情報B）の取扱いを受託しており、特定個人情報Bについて受託者において報告の対象事態が発生した場合であっても、委託元である行政機関Aは報告義務を負わず、行政機関B及び受託者のみが報告義務を負うことになる。</p> <p>（※） [略]</p>	<p>B 報告義務の主体</p> <p>漏えい等報告の義務を負う主体は、規則第2条の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。</p> <p>特定個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元である行政機関等と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、それぞれ報告の対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる（※）。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される（3E参照）。</p> <p>また、行政機関Aが特定個人情報（特定個人情報A）の取扱いを委託している場合において、受託者が別の行政機関Bから特定個人情報（特定個人情報B）の取扱いを受託しており、特定個人情報Bについて受託者において報告の対象事態が発生した場合であっても、委託元である行政機関Aは報告義務を負わず、行政機関B及び受託者のみが報告義務を負うことになる。</p> <p>（※） [同左]</p>

各出様	各出様
<p><u>D</u> [略]</p> <p><u>E</u> 確報（規則第3条第2項関係）</p> <p>[略]</p> <p>個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え（※1）、30日以内（規則第2条第2号の事態においては60日以内。同号の事態に加え、同条第1号、第3号又は第4号の事態にも該当する場合も60日以内。）に、委員会に報告しなければならない。</p> <p>30日以内又は60日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。</p> <p>報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、行政機関等のいずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定（※2）に当たっては、その時点を1日目とする。</p> <p>確報においては、3D(1)から(9)までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点（報告対象事態を知った日から30日以内又は60日以内）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。</p> <p>[（※1）・（※2） 略]</p> <p><u>F</u> 委託元への通知の例外（規則第4条関係）</p> <p>[略]</p> <p>委託先は、委員会への報告義務を負っている委託元に対し、</p>	<p><u>C</u> [同左]</p> <p><u>D</u> 確報（規則第3条第2項関係）</p> <p>[同左]</p> <p>個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え（※1）、30日以内（規則第2条第2号の事態においては60日以内。同号の事態に加え、同条第1号、第3号又は第4号の事態にも該当する場合も60日以内。）に、委員会に報告しなければならない。</p> <p>30日以内又は60日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。</p> <p>報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、行政機関等のいずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定（※2）に当たっては、その時点を1日目とする。</p> <p>確報においては、3C(1)から(9)までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点（報告対象事態を知った日から30日以内又は60日以内）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。</p> <p>[（※1）・（※2） 同左]</p> <p><u>E</u> 委託元への通知の例外（規則第4条関係）</p> <p>[同左]</p> <p>委託先は、委員会への報告義務を負っている委託元に対し、</p>

各出巡	各出巡
<p>3 D(1)から(9)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、報告義務を免除される。</p> <p>委託元への通知については、速報としての報告と同様に、報告対象事態を知った後、速やかに行わなければならない。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、委託先が当該事態の発生を知った時点から概ね3日～5日以内である。</p> <p>この場合、委託先から通知を受けた委託元が報告をすることになる。委託元は、通常、遅くとも委託先から通知を受けた時点で、報告対象事態を知ったこととなり、速やかに報告を行わなければならない。</p> <p>なお、通知を行った委託先は、委託元から報告するに当たり、事態の把握を行うとともに、必要に応じて委託元の漏えい等報告に協力することが求められる。</p>	<p>3 C(1)から(9)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、報告義務を免除される。</p> <p>委託元への通知については、速報としての報告と同様に、報告対象事態を知った後、速やかに行わなければならない。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、委託先が当該事態の発生を知った時点から概ね3日～5日以内である。</p> <p>この場合、委託先から通知を受けた委託元が報告をすることになる。委託元は、通常、遅くとも委託先から通知を受けた時点で、報告対象事態を知ったこととなり、速やかに報告を行わなければならない。</p> <p>なお、通知を行った委託先は、委託元から報告するに当たり、事態の把握を行うとともに、必要に応じて委託元の漏えい等報告に協力することが求められる。</p>
<p>4 本人への通知（番号法第29条の4第2項）</p>	<p>4 本人への通知（番号法第29条の4第2項）</p>
<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>
<p>A 通知対象となる事態及び通知義務の主体</p> <p>個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、本人への通知を行わなければならない。</p> <p>通知義務を負う主体は、規則第2条の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。（※）</p> <p>特定個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元である行政機関等と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、それぞれ通知の対象事態に該当する場</p>	<p>A 通知対象となる事態及び通知義務の主体</p> <p>個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、本人への通知を行わなければならない。</p> <p>通知義務を負う主体は、規則第2条の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。（※）</p> <p>特定個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元である行政機関等と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、それぞれ通知の対象事態に該当する場</p>

各出巡	各出巡
<p>合には、原則として委託元と委託先の双方が通知する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で通知することができる。</p> <p>漏えい等した特定個人情報の本人に対して円滑に通知を行う観点から、委託元及び委託先は連携するなどして、適切な方法で通知を行うことが望ましい。</p> <p>なお、特定個人情報の取扱いを委託している場合において、委託先が、報告義務を負っている委託元に3D(1)から(9)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、委託先は報告義務を免除されるとともに、本人への通知義務も免除される。</p> <p>(※) [略]</p> <p>B [略]</p> <p>C 通知の内容 [略]</p> <p>【本人の権利利益を保護するために必要な範囲において通知を行う事例】</p> <p>* [略]</p> <p>* [略]</p> <p>(※) 規則第3条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項については、3Dを参照のこと。なお、同項第9号に定める事項については、本人への通知を補完するため、本人にとって参考となる事項をいい、例えば、本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置が考えられる。</p>	<p>合には、原則として委託元と委託先の双方が通知する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で通知することができる。</p> <p>漏えい等した特定個人情報の本人に対して円滑に通知を行う観点から、委託元及び委託先は連携するなどして、適切な方法で通知を行うことが望ましい。</p> <p>なお、特定個人情報の取扱いを委託している場合において、委託先が、報告義務を負っている委託元に3C(1)から(9)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、委託先は報告義務を免除されるとともに、本人への通知義務も免除される。</p> <p>(※) [同左]</p> <p>B [同左]</p> <p>C 通知の内容 [同左]</p> <p>【本人の権利利益を保護するために必要な範囲において通知を行う事例】</p> <p>* [同左]</p> <p>* [同左]</p> <p>(※) 規則第3条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項については、3Cを参照のこと。なお、同項第9号に定める事項については、本人への通知を補完するため、本人にとって参考となる事項をいい、例えば、本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置が考えられる。</p>

改正後	改正前
[D・E 略]	[D・E 同左]
備考 表中の「 」の記載は注記である。	

附 則

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。